

許可等申請事務取扱要領

1. 申請書作成部数

申請書は 3 部（正、副、控）作成（A4 版、左綴じ）する。

2. 申請の受付

1. 新規許可申請

申請受付は、毎年 9 月とし、東京運輸支局輸送部門に申請者本人が申請書を提出する。

2. 相続認可申請

被相続人の死亡後 60 日以内に東京運輸支局輸送部門に申請書を提出する。

3. 譲渡譲受認可申請

(1)受付月

申請受付は、(社)都個協で毎年 5 月、9 月及び 1 月に行う。

(2)申請書類提出

申請受付は、申請月の 1 日から 18 日（18 日が休日の場合前営業日）までの間に申請書類（正・副・控）一式を(社)都個協へ送付する。

(3)書類審査

(社)都個協は送付された申請書類により審査を行う。

(4)不備事項

書類審査により不備・不明な点があった場合は、当該団体に連絡し、来所又は訂正及び差替え等の指示を行う。

(5)一括申請日

一括申請日は申請月の 25 日とする。但し、休日にあたる場合には直後の月曜日とする。

(6)その他

事情により一括申請日以前もしくは以後に申請を要する場合には事前に申し出ること。

4. 譲渡譲受認可申請中に譲渡人が死亡した場合の扱い

譲渡譲受認可申請中に譲渡人が死亡した場合、死亡届を提出すると当該事業が消滅することとなるので、譲渡譲受認可申請を継続する場合には死亡届を提出せず、譲渡譲受認可申請の継続申請書を早急に東京運輸支局輸送部門に提出する。

5. 譲渡譲受認可時の扱い

譲渡者本人が営業を継続しながらの申請の場合、譲渡人の営業は認可日までとなる。

譲渡者が代務を雇用していた場合、代務者による営業は認可日までとなる。

3. 追加申請

1. 許可申請において、申請中に変更があった場合
 - (1)申請中に住所を変更する必要ができた場合
永続性が損なわれない範囲で認める（立ち退き、立替え等特段の事情）
 - (2)申請中に車庫を変更する必要ができた場合
永続性が損なわれない範囲で認める（立ち退き、立替え等特段の事情）
2. 譲渡譲受及び相続認可申請において、申請中に変更があった場合
 - (1)申請中に譲渡人の住所を変更する必要ができた場合
 - (2)申請中に譲受人の住所を変更する必要ができた場合
永続性が損なわれない範囲で認める（立ち退き、立替え等特段の事情）
 - (3)申請中に譲受人の車庫を変更する必要ができた場合
永続性が損なわれない範囲で認める（立ち退き、立替え等特段の事情）
 - (4)申請中に車両の代替が必要になった場合
事故、故障等の場合（資金計画、譲渡譲受契約書、価格の明細書等変更が必要）
3. 許可及び認可処分後の変更について
 - (1)車両代替（譲受人）は、譲渡譲受終了届提出後とする。
 - (2)車両代替（中古車へ）は、車齢について規定なし。ただし、車両法上の営業車の基準に適合していること。営業に支障がないこと。また、利用者からの苦情がないように注意すること。

4. 印鑑

1. 申請書に押印する印鑑は実印でなくともよいが、一つの印鑑で統一すること。
2. 副、控の書類の印鑑について、正本のコピーで可。